

平成28年 2月 9日
国土交通省
東北技術事務所

ドローン練習施設の利用が始まります ～ 建設業団体への操作者育成支援 ～

東北技術事務所では、平成28年1月13日より建設業団体におけるドローン操作者育成支援として、事務所構内を操作技術習得の場として提供を行っております。

今回、(一社)建設コンサルタント協会東北支部の会員から、申込みがありましたので、ドローン操作者育成施設の利用を開始します。

【施設利用日時】

平成28年2月15日(月) 10:00から12:00

(実際の飛行訓練は、10:30から1時間程度を予定しております。)

予備日：2月16日(火)または17日(水)

【使用できる範囲】

宮城県多賀城市桜木3丁目6-1 東北技術事務所構内(別紙-1)

【取材について】

取材を希望される方は、問い合わせ先に事前に連絡をお願いします。

※天候により延期の場合がありますので、ご了承願います。

【その他】

建設業団体におけるドローン操作者育成支援の取組については、下記を参照下さい。

URL (<http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/gijutsuryoku/jinzai/uavikusei.html>)

発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会
問い合わせ先

国土交通省 東北技術事務所

住所：多賀城市桜木三丁目6-1

TEL：022-365-8158 (代表)

副所長(機械) 狩野 武志 (内線 205)

防災・技術課長 佐藤 信之 (内線 331)

別紙-1 使用できる範囲

宮城県多賀城市桜木3丁目6-1 東北技術事務所構内

- ・講習内容は各業団体が取り決めたカリキュラムにより実施することになります。
- ・提供可能なエリアは以下のとおりとする。

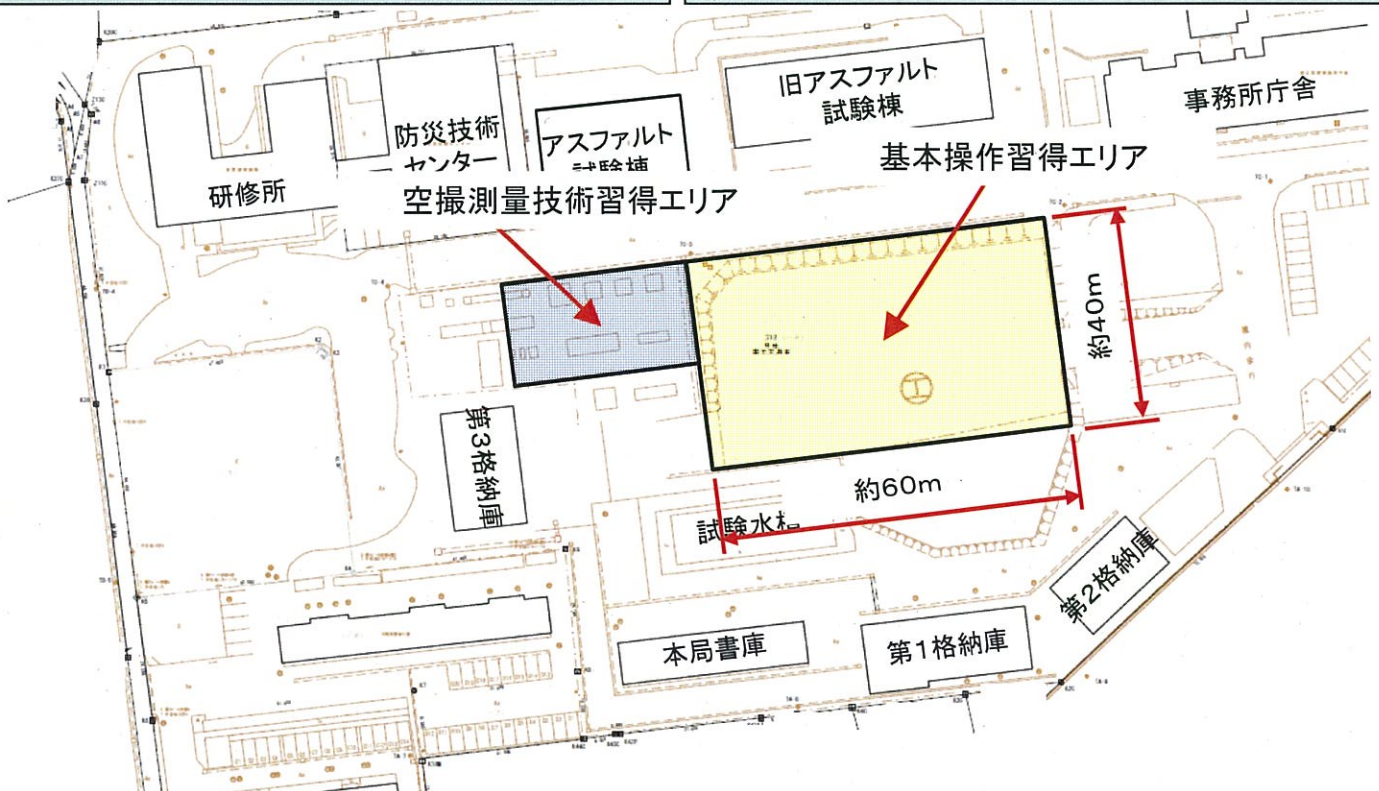
◆基本操作習得エリア

事務所構内高台ヘリポート付近を利用し、ドローンの基本操作習得を図る。



◆空撮測量技術習得エリア

体験型土木実習施設を利用し、空撮及び、測量の技術習得を図る。



- ・東北技術事務所は、航空法の飛行禁止空域に該当するため、利用にあたって航空局への申請が必要になります。
- ・実施にあたっては、各種制限等を設け安全確保に努めるものとします。(制限事項等の詳細は実施要領を参照して下さい。)